

「伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正(案)」 (概要)

1 改正の趣旨

近年の頻発化、激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクの高い区域における開発抑制を踏まえた改正都市計画法が来年4月1日に施行されます。
これに伴い、開発許可等の基準に関する条例を一部改正します。

2 改正の概要

新たに、下表に示す災害リスクの高い区域を次のとおり規定し、条例区域等から除外します。

分類	区域名称	本市における区域の有無	
災害リスクの高い区域	災害危険区域	無	
	地すべり防止区域		
	急傾斜地崩壊危険区域		
	土砂災害特別警戒区域		
	災害イエローゾーン	土砂災害警戒区域	無
		浸水想定区域(※)	有

(※) 浸水想定区域のうち、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を条例区域から除外する旨の規定を条例及び規則に追加。

(改正都市計画法施行令 第二十九条の九 参照)

3 対象となる条例

伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

- ・第3条(法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域)
- ・第5条(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)

上記対象となる条例から災害リスクの高い区域を除外する規定を設ける予定です。

4 施行期日

令和4年4月1日(改正法施行日と同日)